

岡崎市予防接種に関する事務（特定個人情報保護評価書）（案）概要版

1 事務の名称及び概要

(1) 事務の名称

予防接種に関する事務

(2) 事務の概要

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）等に基づく予防接種を実施することにより、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、住民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

ア 予防接種の対象者把握及び案内通知に関する事務

イ 予防接種に関する記録の作成、管理に関する事務

ウ 予防接種の実費の徴収に関する事務

エ 予防接種による健康被害救済給付に関する事務

2 特定個人情報ファイルの内容及び取扱いについて

(1) 内容 予防接種法関連法令及び岡崎市が行う任意の予防接種情報を記録したファイル

(2) 入手 本人又は代理人、庁内他部署、他自治体、医療機関、地方公共団体情報システム機構より入手

(3) 使用 対象者確認、重複接種の防止及び未接種勧奨、接種費用の自己負担額判定、健康被害救済制度の申請・給付の支給の際に申請者の状況確認のために使用

(4) 委託 システム改修・運用保守、システム運用による業務処理、窓口受付業務を委託

(5) 提供・移転 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種以外の予防接種：法令等に規定された業務及び機関に対して予防接種情報を提供

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種：番号利用法第 19 条 16 号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり」の場合に予防接種情報を提供

(6) 保管・消去 クラウド移行前は岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき岡崎市にて保管、クラウド移行後は委託事業者の規定に基づき厳正に保管される。また、予防接種情報は必要な限り保管している。

3 リスク対策

特定個人情報の入手、特定個人情報の使用等において想定される様々なリスクに対してリスクを低減する対策

(1) 特定個人情報の入手（目的外の入手リスク、不適切な方法での入手リスク等）

2(2)以外の入手先からの入手はしない。また、申請書等の届出書の様式が、必要な情報のみ記載する様式となっているため、必要な情報以外は入手できない。また、アクセス制限により、予防接種業務以外の情報を入手できないようにするとともに、アクセスログを確認し、業務内であっても不必要な情報にアクセスしないよう防止している。

(2) 特定個人情報の使用（目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けのリスク、権限のない者による不正使用のリスク等）

住民健康管理システムは、あらかじめ番号利用事務従事者として登録した者のみ個人番号の照会ができるよう限定し、端末へのログオンはICカード及びPINコードにより、システムへのログインはID及びパスワードによる認証を実施している。また操作ログを記録し、不適切なアクセスがないか毎月確認している。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託（委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク等）

委託契約仕様書において、個人情報の取扱いに関する事項を規定し、それに沿った業務実施体制をとることとしている。

(4) 特定個人情報の提供・移転（不正な提供・移転が行われるリスク）※委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。

提供は、番号利用法の規定に基づく場合のみ行う。

移転を行う場合は、条例で規定したうえで、所管課のデータ利用承認書が必要となるため、必要な情報のみ提供される。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続（不正な提供・移転が行われるリスク）

住民健康管理システムは情報提供ネットワークシステムとは直接接続していない。

特定個人情報の提供は、原則、自動応答になっており、また副本登録にあたってはあらかじめプログラムされた仕様の情報のみ出力・登録するため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。

(6) 特定個人情報の保管・消去（特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク等）

クラウド移行前は岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき岡崎市にて保管、クラウド移行後は委託事業者の規定に基づき厳正に保管される。また、予防接種情報は必要な限り保管している。

(7) 監査（自己点検、監査）

年1回の評価書の見直し事務に合わせて、評価書の内容に沿った運用がされているか担当課にて確認する。

(8) 従業者に対する教育・啓発

事務取扱担当者に対し、年に1度、特定個人情報等の適切な取扱い・サイバーセキュリティの確保に関する教育研修を実施している。

4 前回（令和2年度）の評価書からの主な変更点

- (1) 重点項目評価書から全項目評価書への変更
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の追加
- (3) 令和4年度の住民健康管理システムのクラウド化に係るセキュリティ対策等の変更

5 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和3年12月7日～令和4年1月7日 パブリックコメント
- (2) 令和4年1月 パブリックコメントを受け修正後、第三者点検の実施
- (3) 令和4年2月 国の個人情報保護委員会に評価書を提出し公表